

野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

1 要旨

4月4日（木）に北広島町で回収された死亡野鳥（カラス）について、4月5日（金）に簡易検査で、4羽から鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が検出されたところであるが、本日、環境省から国立研究開発法人国立環境研究所が実施した遺伝子検査の結果、4羽から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨の報告があった。

2 経緯

- 3月18日（月） 県実施の簡易検査により、1羽から陽性反応を検出。環境省が回収地点の周辺10 km圏内を野鳥監視重点区域に指定
- 3月25日（月） 2羽から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）を検出
- 4月4日（木） 県民から通報があり、3月18日に指定した野鳥監視重点区域内でカラス4羽の死亡個体を同日回収
- 4月5日（金） 県が簡易検査を実施したところ、4羽から陽性反応を検出
環境省が再度、野鳥監視重点区域に指定
- 4月11日（木） 環境省が国立環境研究所の遺伝子検査結果を県に通知
4羽から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）を検出

3 今後の対応

- 引き続き、野鳥の大量死がないかなどなどの調査を実施し、監視の強化を継続する。
- 野鳥の調査について

対象区域	野鳥監視重点区域内における渡り鳥の飛来地（ため池やダム湖等）
調査内容	環境省が定める「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づき大量死や異常行動の有無等について職員が現地を確認する。

4 その他

県政記者クラブ及び県ホームページを通して情報提供するとともに、次の内容を県民に周知する。

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- (2) 死亡した野鳥を発見した場合には、手で触らず、各農林水産事務所（各農林事業所）林務（第一）課へ連絡してください。
（参考）野鳥との接し方について
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf
- (3) 現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。